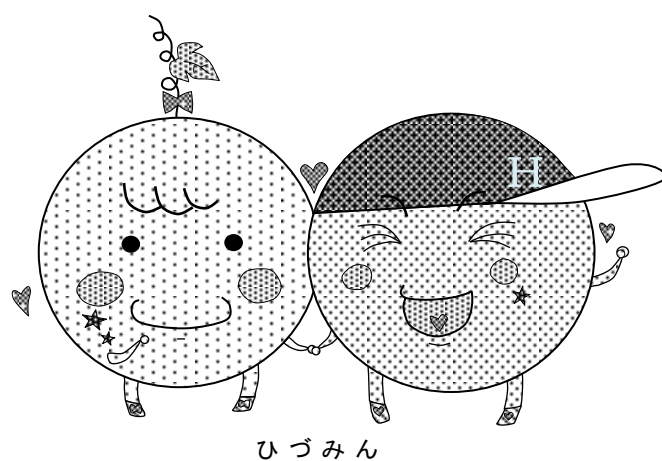


いじめ防止等の基本的な方針



柳井市立日積小学校

1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

いじめ防止対策の意義

いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域や家庭、柳井市教委等その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

いじめの定義

『いじめ防止対策推進法』において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係¹⁾にある他の児童が行う心理的または物理的な影響²⁾を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの[いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会）]」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、組織的な対応により、総合的に判断する必要がある。

- 1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童も1割程度であり、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 本校のいじめ防止基本方針

（１） いじめの防止に向けた組織づくり

◆ 本校が設置する「日積小学校 いじめ問題対策協議会」

本校においては、いじめ防止に向けた組織的な取組を行っていくために、また、いじめやいじめによる重大事態が起こった場合の対処の機関として、次のように「日積小学校いじめ問題対策協議会」を設置する。

「日積小学校いじめ問題対策協議会」

- 構成員
 - ・ 学校長
 - ・ 教頭
 - ・ 教務
 - ・ 生徒指導主任
 - ・ 保健主任
 - ・ 養護教諭
 - ・ 学校教育課生徒指導担当指導主事
 - ・ 柳井市担当スクールカウンセラー
 - ・ （必要に応じて）学校運営協議会委嘱者
 - ・ （必要に応じて）岩国児童相談所担当職員
 - ・ （必要に応じて）柳井市家庭相談員
 - ・ その他、状況に応じた専門的な知識を有する者
 - ・ 必要に応じて、関係の学校担当者
- 会の開催
 - ・ 定例会
（柳井市担当スクールカウンセラーと協議し、年２回開催）
 - ・ 臨時会
（重大事態の発生、又は構成員から開催要望があった場合、学校長の判断で開催を決定する）
- 会の成立及び議案について
 - ・ 協議会における議案は、生徒指導主任により取りまとめ提案する
- 会における決議について
 - ・ 本協議会において決議された議案は、直ちに柳井市教委及び関係の教員に通知し、本協議会の指導のもと、各担当者が速やかな対応をとることができるようにする
- 会の指導について
 - ・ 本協議会において決議された議案に係る内容で、指導等が必要な場合は、本協議会の構成員が直接指導に当たるものとする
 - ・ 本協議会は、決議された議案に係る対応等が、関係者において迅速かつ的確に行われているかどうか、経過観察と指導を行うとともに、経過評価を行うものとする

①子どもや学級の様子を知るために

- いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを認識して日頃から「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度を示し、その気持ちで児童の行動・言動を見ていく。
- いじめ、冷やかし、からかい、暴力などを許さない学級風土、学校風土づくりに努める。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

②自己肯定感、自己有用感を育むために

- 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。帰りの会ですべての学級で「よいところ見つけ」を実施し、相手のよさを認め、伝え合う活動を行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 子どもたちとの遊びを大切にし、教室では見られない良さや特性の発見に努め、様々な人との関わりを深めさせる。

③「人間力」「社会力」を育むために

ア)「人間力」を育む道徳教育・人権教育の充実

社会の中で自立して力強く生きていくためには、ある難解な課題に直面したとき、自分なりの解決方法を見出しつつ、課題解決に必要なものを取捨選択して生かしながら、自分の力で解決していかなければならない。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、「人間力」の育成を重点に置いた道徳教育を推進する。

道徳教育・人権教育を通じて「心豊かで創造性に富み、しなやかな日積っ子」を育てていくためのポイントとして、次のような重点目標を設定した。

【道徳教育の重点目標】

豊かでしなやかな心を持ち、ともに育つ仲間とひびき合いながら未来を拓く子どもたちの育成

◇自分の目標に向かって、努力してやり抜く子ども

◇友だちや自分のよさを認め、自他の生命を尊重する子ども

◇自分たちを支えてくれている人々に感謝し、それにこたえる子ども

【人権教育目標】

人権の大切さに気付く豊かな感性を持ち、互いに認め合い協力し合う子どもたちの育成
《生命》かけがえのない「いのち」を大切にする態度を育てる。

《自由》他人を害することなく、自由で自立した生活のできる実践力を育てる。

《平等》社会の一員として等しく参加・参画できる実践力を育てる。

イ)「社会力」を育む特別活動の充実

子どもと子どもとがつながり、よりよい社会を形成していくためには、子どもが互いに相手の立場や思い等を積極的に理解した上で、自ら他者に対してどのように関わればよいか意思決定できなければならない。また、意志決定したことを実現していくためには、児童相互のふれあいの場や望ましい集団づくりを通して温かい人間関係を築いていく必要がある。そこで本校においては、人間的なふれあいや自主的、実践的な活動の場として、学級活動、児童会活動、学校行事などの特別活動に力を入れ取り組んでいく。

特別活動の重点目標を次のように設定した。

【特別活動の重点目標】

- ◇目標を全員で考え、連帯感あふれる学級集団づくりを通して、温かい人間関係を築く。
- ◇集団活動を通して、集団への所属感・連帯感を育てる。
- ◇よりよい学校生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

(3) 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

①校内指導体制の確立

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に配慮する必要がある。教職員は、児童の感じる被害性に着目し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

②具体的な取組

- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、保護者と緊密に連携し、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 週一回の生活アンケート調査や学期に1回の教育相談を実施（別紙アンケート）する。また、毎月、生徒指導情報交換会を行い、担任を中心に、全教職員できめ細かく児童を見守るとともに、組織的に対応する。
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」チェックリストを活用し、学校がいじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているか等の点検を実施する。
- 保護者・地域との連携等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

（４） 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

①学校の体制作り

ア）対応役割

○管理職

- ・ 報告・連絡・相談を受けたら適切な指導や方策を講じる。
- ・ 情報収集及び対応組織のための組織作り
- ・ 保護者との連携
- ・ 教育委員会への報告
- ・ 他機関との連携（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察等）

○学級担任

- ・ 事実把握とその解決のために、管理職や他の教職員に報告・連絡・相談を行いながら当事者や保護者への指導にあたる。

○生徒指導主任

- ・ 学級担任を支え、解決策を提案し、校内で推進役を行う。

イ）事実関係の把握

- ・ 誰が誰に対してのいじめなのか（個人か集団か）
- ・ どのようないじめなのか（いじめの内容）
- ・ きっかけは何か（原因・動機・背景）
- ・ いつ頃から始まったのか（期間）

ウ）「いじめ対策委員会」の開催

把握した事実を基に、今後の対応等について、「いじめ対策委員会」を開催し、協議する。また、必要に応じて、臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要や対応方針等の説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

②児童・保護者への対応

ア）いじめられている児童・保護者への対応

- ・ これまでの心の痛みや仕返しなどの不安感等の心情を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」姿勢を示す。
- ・ 保護者に対しては、受容と共感の態度で気持ちを聞き、学校の指導方針について理解を求める。

イ）いじめている児童・保護者への対応

- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について十分に聞き、内面に迫るようにする。
- ・ 保護者に対しては、事実を正確に伝え、学校の指導方針について理解を求める。

ウ）全体への対応

- ・ 「見て見ぬふりをする」ことは、「いじめをすることと同じである」など教職員が毅然とした態度で指導し、いじめは許されないという校内の雰囲気づくりに努める。

③いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、以下の要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、ほかの事情も勘案して判断するものとする。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得るとの認識のもと、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

ア) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が解消されているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

3 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（1） 重大事態の意味について

いじめ防止対策推進法第28条（以下第28条）に基づき、本校では、「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあるととらえる。また、第1号の「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教委の判断を参考にしながら、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（2） 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教委を通じて市長及び県教育長へ、事態発生について報告する。

（３） 調査の趣旨及び調査主体について

第２８条で言う調査について、本校においても、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うようにする。

重大事態が発生した場合には、直ちに市教委に報告し、調査組織等、市教委の判断を仰ぐ。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、市教委が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと考えられる場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教委に調査を依頼する。

学校が調査主体となる場合であっても、第２８条第３項に基づき、市教委に対し、必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を依頼する。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童または保護者が望む場合には、第２８条第１項の調査に並行して、県教育長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第２８条第１項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を市教委または学校が中心となっていく、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等）。

（４） 調査を行うための組織について

本校において、事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）について、柳井市教委からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。

学校における調査において、柳井市教委が調査主体となる場合、柳井市教委に設置する「柳井市いじめ問題対策協議会」を、調査を行うための組織とする。

また、学校が調査主体となる場合、本校の「日積小学校いじめ問題対策協議会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法を講じながら調査を行うようにする。

（５） 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とす

るものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

第28条の調査を実りあるものにするためには、学校が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、いじめ問題対策協議会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、柳井市教委の指導を積極的に仰ぎ、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する
- 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくようにする
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、市教委の推薦により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うようにする
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めるようにする
- 学校が調査を行う場合においては、情報の提供について必要な指導及び支援を必ず市教委に依頼し行うようにする
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意をする

（６） その他の留意事項

① 重大事態の把握と対処

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、柳井市教委の積極的な支援を求めることとする。例えば、義務教育段階の児童に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は柳井市教委の協力を得て、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

（学校の設置者またはその設置する学校による対処）

学校は柳井市教委の助言を受けて、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告をする。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート調査の項目等については、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、学校が調査を行う場合、柳井市教委から、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

③ 調査結果の報告

調査結果については、学校は柳井市教委を経て県教育長に報告する。

また、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、柳井市教委を経て、調査結果の報告に添えて県教育長等に送付する。